

令和5年第5回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年5月29日（月）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第10号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 報告第11号農地法第3条の規定による許可書の返戻について
- 日程第6 議案第23号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第7 議案第24号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第25号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第9 議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和5年第5回三股町農業委員会総会審議結果

日程第6

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

日程第7

議案第24号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

日程第8

議案第25号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 52 ）

日程第9

議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 5 ）

令和5年第5回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 5月29日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 5月29日（月曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	上水	広志
3番委員	内村	介貞
4番委員	下石	昭廣
5番委員	馬渡	芳文
6番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 小牧 力

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 課長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和5年第5回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の小牧 力さんが会議に出席し、第3ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に5番委員の馬渡芳文さんと1番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計5件7筆7,276㎡、うち田が6筆5,388㎡、畑が1筆1,888㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁46番から50番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第10号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第10号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件4筆4,788㎡、畑が4筆4,788㎡でございます。詳細につきましては、総会資料5頁9番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第5、報告第11号農地法第3条の規定による許可書の返戻について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第11号農地法第3条の規定による許可申書の返戻について報告するもので、合計2件2筆2,622㎡、うち田が1筆450㎡、畑が1筆2,172㎡でございます。詳細につきましては、総会資料7頁1番、2番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第6、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計2件17筆16,322㎡、うち田が16筆15,715㎡、畑が1筆617㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の9頁12番から13番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。受付番号12番、受付年月日：令和5年5月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字松原〇〇〇〇番、地目：畑、面積：617㎡です。こちらは受人と渡人が親戚になり、贈与による所有権移転となっております。申請地は受人の住居の隣になります。受人の経営面積は畑が2,233㎡で梅の栽培をされ、収穫した梅につきましては、都城市の〇〇〇〇へ出荷しています。今回の申請農地につきましても、梅の栽培を計画しています。現在所有する農地は全て耕作されており、営農歴は10年、年間従事日数も150日を超えております。取得後のすべての農地を利

用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 12 番について、5 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査し確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人と渡人は親戚になり、贈与による所有権移転となっております。受人は約 1ha の田を所有しておりますが、すべて利用権設定により貸付けされております。自作地は畑約 22a で、今回の取得により 29a で果樹の栽培をされることとなります。また、NPO 法人にて竹及び果樹管理研修や東京農大エクステンションセンターにて、果樹及び樹木の管理についても研修を受けられた経験のある方です。現在の果樹栽培はタケノコ、梅、栗で、今回の取得地には梅の栽培を予定されております。今回の申請地は受人の宅地に隣接していることもあり、状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 13 番、受付年月日：令和 5 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字並木〇〇〇〇番〇他 15 筆、地目：田、合計面積：15,715 m²です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は渡人の令和 3 年、4 年の水稻栽培に従事されております。尚、営農計画書が提出されております。収穫された米は、受人の兄弟が経営する合同会社〇〇〇に出荷する予定です。受人は〇〇〇が所有する機械、トラクター、脱穀機、運搬車を活用し、農作業に従事する人は 3 名です。営農歴については〇〇〇の友人の農地で水稻栽培を 6 年、渡人の農地で水稻栽培を 2 年ということで合計 8 年です。年間従事日数も 150 日を超えております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（小牧 力）

受付番号 13 番について説明いたします。5 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人については〇〇〇在住で、農地取得後は水稻を中心に農業経営を行う計画です。農地は現在耕作中です。機械能力はトラクター4 台、コンバインも購入予定とのことです。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

受付番号 13 番については第 2 ブロックと第 4 ブロックの農地もありますので、馬渡委員と内村委員に現地の状況の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 13 番について、5 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。申請地につきましては、栽培の跡はありませんでしたが、荒れ地の状態ではありませんでした。以上です。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 13 番について、5 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。申請地につきましては、3 筆のうち 1 筆はイタリアンが植えてありました。残りの 2 筆については収穫後であり、特に問題はありませんでした。

農地利用最適化推進委員（小牧 力）

受付番号 13 番の宮村並木の農地についてですが、取得後はちゃんと耕作できるのか疑問があります。

5 番委員（馬渡芳文）

現地はまだ耕作はしてありませんが、荒れているような状況ではありませんでした。

4 番委員（下石昭廣）

申請地の隣が私の農地なのですが、2、3 年前に渡人が取得されたときは管理があまりされてなかったのですが、近年は畦とかも刈ってあって管理はされています。現時点では特に問題化するような状態ではないと思います。もし、これから先管理がされないようであれば指導をしていきたいと思います。

議長（溝口良信）

今、下石委員からも管理は以前よりよくされていると説明がありました。また馬渡委員からも荒れている状態ではなかったとの説明もありましたので、今後は各ブロック委員で協力をして指導をしていくということによろしいですか。

議長（溝口良信）

他になにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、受付番号12番から13番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号12番から13番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第24号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計4件5筆2,362㎡、畑が5筆2,362㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第24号農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。総会資料の11頁20番から23番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号20番、受付年月日：令和5年5月2日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：539㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅、カーポートです。こちらの農地は第1種住居区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）

受付番号20番は5月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は現在町内で貸家住まいをされています。子供の成長に伴い住居が手狭になったことから、父親の所有する申請地に一般個人住宅を建設されるものです。周囲にブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽で処理し、処理後は北側側溝へ排水します。雨水については雨水枡を設置し集水後は道路側溝へ排水します。また、申請面積が500㎡を超えますが、地形等を考慮し特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号21番、受付年月日：令和5年5月10日、受人：医療法人社団〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇番〇〇〇〇他1筆、地目：畑、合計面積：351㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場及び通路です。こちらの農地は第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉休幸）

受付番号21番については、5月24日に第1ブロック委員3名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は医療法人〇〇という診療所があります。現在、訪問診療、往診、在宅ケアも三股町内だけでなく都城市内まで多くのエリアをカバーしており、更に看護師やケアマネージャーも増員予定であり、診療所の駐車場が不足するため申請地を購入し駐車場として利用されるものです。生活排水等は発生せず、敷砂利であるため地下浸透で対応されるものです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 22 番、受付年月日：令和 5 年 5 月 10 日、受人：株〇〇、渡人：〇〇、申請地：蓼池字村ノ前〇〇番、地目：畑、面積：995 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場です。こちらの農地は工業専用区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 22 番は 5 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は自動車の販売業を営んでおり、事業の拡大を図るため申請地を駐車場として利用するものです。駐車場のため生活排水等は発生せず、雨水については敷砂利のため地下浸透にて処理するということです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 23 番、受付年月日：令和 5 年 5 月 10 日、受人：〇〇他 1 名、渡人：〇〇、申請地：蓼池字出水〇〇番〇、地目：畑、面積：477 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは農地法施行規則第 44 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 23 番は 5 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は貸家住まいで、住環境の良い申請地に一般個人住宅を建築されるものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理し、処理後は南側側溝へ排水します。雨水については雨水枡を設置し、集水後は南側側溝へ排水する

ことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号20番から23番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号20番から23番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第25号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第25号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計16件13筆12,510㎡、うち田が9筆9,794㎡、畑が4筆2,716㎡でございます。利用権設定については、合計36件79筆66,359㎡、うち田が72筆60,214㎡、畑が7筆6,145㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料13頁45番から16頁60番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料17頁198番から24頁232番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第25号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料13頁45番から16頁60番まで、通常利用権設定に関する総会資料17頁198番から24頁232番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第25号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。今回、利用権設定については、合計5件10筆11,930㎡、うち田が5筆3,270㎡、畑が5筆8,660㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（溝口良信）

農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は、総会資料27頁20番から24番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料27頁20番から24番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画については、承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第5回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 9時40分